

「児童手当現況届」は原則提出不要ですが、下記に該当する方は提出が必要です。

提出が必要な方

- ① 離婚協議中で配偶者と別居している
- ② DV等により住民票と実際の住所が愛西市と異なる
- ③ 支給対象児童の住民票がない
- ④ 児童が海外留学している
- ⑤ 父母指定者・未成年後見人・里親として受給している
- ⑥ 第3子加算対象(18歳年度末超～22歳年度末)の子が、進学していないまたは別居している
- ⑦ その他、提出の案内があった場合

変更があった場合は速やかに届出が必要

- ① 児童を養育しなくなったとき
- ② 公務員になったとき
- ③ 氏名・住所の変更
- ④ 配偶者の有無の変更(婚姻・離別など)
- ⑤ 年金の種類変更(※3歳未満の児童がいる場合)
- ⑥ 第3子加算対象(18歳年度末超～22歳年度末)の子の状況変更
(住所・進学状況・監護相当・生計費の負担状況など)

届出に必要なもの

- ① 児童手当 現況届
- ② 受給者の資格確認書等のコピー
- ③ 継続受給の申立書・その他必要書類
※児童の監護状況に応じて提出する申立書の種類が異なります。
詳しくは子育て支援課までお問い合わせください。

届出期間／6月1日(月)～30日(火)
(土・日曜日除く)

支給額/(児童1人・月額)

3歳未満	第1・2子の場合	月 15,000円
	第3子以降の場合	月 30,000円
3歳～18歳 18歳到達後の 最初の年度末まで	第1・2子の場合	月 10,000円
	第3子以降の場合	月 30,000円

※第3子以降の算定対象は
22歳到達後の最初の年度末まで

6月定例会のクローバーTVによる議会放映の日程です。ぜひご覧ください。

会議日	内容	クローバーTV放映日時(チャンネル121)
5月29日(金)	一般質問	6月3日(水)午前10時～・午後7時～
6月1日(月)	一般質問	6月4日(木)午前10時～・午後7時～